平成２３年（フ）第２６４号
東京都立川市一番町４丁目24―１―401
債務者　北村　幸枝
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６５号
東京都板橋区新河岸１丁目３－２―1401
債務者　斉藤　　正
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６６号
東京都西東京市南町５丁目24―13―101
債務者　田島　　一
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６７号
東京都江戸川区南小岩７丁目13―18―201
債務者　竜野　未佳
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６８号
神奈川県川崎市多摩区中野島４丁目22―２―105
債務者　早瀬　勝彦
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６９号
埼玉県草加市吉町５丁目７―33―202
債務者　比留間郁子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７０号
東京都渋谷区本町３丁目21－１　スタジオ１―103
債務者　牧田　憲尚
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７１号
東京都墨田区東向島２丁目35―６―903
債務者　村上　久枝
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７２号
東京都板橋区小茂根３丁目１－１　セブンハイムＢ205
債務者　和田　　健
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７３号
東京都板橋区小茂根１丁目17―17―204
債務者　渡辺　　忍
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７４号
東京都福生市大字福生2213―１―108
債務者　阿部　智秀
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７５号
神奈川県伊勢原市三ノ宮673―103
債務者　青木　政彦
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７６号
東京都葛飾区堀切４丁目61―８　大沢マリーナ第５－２
債務者　金崎　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７７号
東京都品川区北品川２丁目34―２―607
債務者　中田　克彦
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８７号
東京都調布市飛田給１丁目52―４　第２桐屋荘101
債務者　阿部　泰之
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部